

令和元年6月25日

特定事業者関係行政庁担当課・室長 殿

財務省国際局調査課外国為替室長 土生 健一

外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について

平素より大変お世話になっております。

さて、財務省では、国際連合安全保障理事会決議等を誠実に履行するため、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）第16条第1項及び第21条第1項の規定に基づき、指定対象者（例：タリバーン関係者等、北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者、イランの核活動等に関与する者）に対する資産凍結等の措置を講じております。

つきましては、関係する特定事業者（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第2条第2項に規定する特定事業者をいう。）に対し、上記措置について周知していただくとともに、指定対象者との取引について外為法の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願います。

なお、資産凍結等の措置の概要及び指定対象者リストについては、以下のURLを参照するよう、特定事業者に対して周知願います。

【資産凍結等の措置の概要】

https://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/gaiyou.html

【指定対象者リスト】

https://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html

（参考）

外為法に基づく資産凍結等の措置については、預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約に該当する取引がなくとも、制裁対象者に対する支払はすべて規制の対象となっておりますのでご留意ください。

以上